

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第16号

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年安城市条例第13
号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安城市茶臼山高原野外センターの項を削る。

第6条第1号中「みだす」を「乱す」に改める。

第11条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。